

附録三

海關總稅務司の地位

一、支那の海關における外國人管理制度は、支那の官吏が貪官汚吏にして條約の規定を遵守せざるのみか徵稅にあたり公然賄賂を收受する等海關行政の紊亂甚しかりし事情あり、海關收入が外債擔保となれる以上斯の如き事態は歐米列強の忍ぶべからざりしに基きて創設せられたるものなり。

而して一八五九年以後今日まで五代にわたる總稅務司はすべて英國人の占むるところにして、現在に於けるその權限は頗る廣汎に亘り、單に關稅徵收事務に留まらず、人事の移動驅置に関する絶対權、開港場五十英里内における常關の管理、噸稅の徵收、海事行政、築港事務、稅務學校の經營、内外債の償還事務等に及び更に事實上は支那政府の財政顧問たる地位を把握せるものなり。

二、支那海關の外國人管理制度はもとより基本法に準據せるものに非ずして、英國流の習慣法的存在なるが、總稅務司の地位につきては一八九八年二月十日及び十三日の西度にわたりて、清國政府は「總稅務司の地位に関する宣言」

を發表して、英國の地位を確認する端緒をなせり。二月十三日の宣言における要項左の如し。

衙門は清國と英國との通商は總ての他國のそれと勝ることを認む。而して衙門が屢々同意許容したる如く過去に於けると同様に將來に於ても亦英國人は總稅務司として雇入れらるへし。

然れども若將來に於て或る他國の通商が種この清國香港に於て英國のそれよりも一層盛大となるか如きことあらは清國は其際は總稅務司として英國人を必ず雇入れざるへからざる拘束を受けざることを勿論なるへし。

而して、その直後、一八九八年三月一日に成立せる英独續借款契約において英國は「償還期限中は海關制度の現状に變更を加へざることを約定せしめたり。右の「現状」とは前記「宣言」の趣旨と同等なるものなりや、或は英國人の總稅務司たる地位自体の無條件的保障即ち貿易額の如何に關せず永續するものなりや」の如きことは尙疑問の餘地なしとせず。

然れども一般の解釈においては前記「宣言」の趣旨を兩確認せるものと爲せり。因に、右英独續借款の償還年限は四十五ヶ年間なるを以て一九四三年三月満期なるも、起債高一六〇〇〇千磅なるに對し、一九三七七年七月一日現在

1914

において、なほ四三〇八千磅の未拂残高あり。

その後一九二二年度のワシントン會議極東問題委員會、一九二二年の軍備制限會議第六回總會等において、支那全權は「中國政府が関稅自主權を恢復するとも外國人稅務司任用の制度は變更せざる」旨を陳述しつつある。かくして支那海關における總稅務司の地位は牢乎たるものなり。

三、海關行政權におけるかくの如く確乎たる外國の地位は、近來支那の國權回復運動の目標として、或は海關吏に三十年の停年制を設けたる、或は事實上外國人不採用方針を強要せる等はその一例なり。然れども未だ條約によりて之を回收せざるのみか、前述の如く支那は一方において現行關稅制度の維持に關する意思表示を屢々行ひたる狀態なり。

わがわがは斯くの如く不合理なる半植民地的制度の撤廢に關し、支那に援助を與ふるを惜しまず。支那政府が總稅務司の地位に支那人を任用せんとするに於いてはこの要求を支持し協力を図らんとす。而して本協定において海關の高級職員並に海關員に日本人を増員せんとする要求を掲げたる故、一は貿易の円滑なる伸張を図らんとするに由るところなれど、他は日支協力し、日支兩國人の手によりて海關制度の運用を確立し、將來歐米人の管理制度を

1801

34

改廢せんことを意図せるに他ならず。

1916

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>